

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による未支給の療養補償給付及び同月〇日付けで請求人に対してした同法による未支給の休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡父（以下「被災者」という。）は、昭和〇年〇月、A県A市所在のBに雇用され、昭和〇年〇月まで、造船、溶接等の作業に従事していた。

被災者は、平成〇年になって息切れがひどくなったとして、同年〇月〇日、C病院に受診したところ、肺がんの疑いがあると指摘され、同月〇日、D病院に受診し「肺がん」と診断されて加療していたが、平成〇年〇月〇日に死亡した。死亡診断書によると、直接死因として「肺がん」と記載されている。なお、被災者は、同年〇月〇日付けで、労働局長からじん肺管理区分「管理1、PR0、療養否」の決定を受けている。

請求人は、肺がんを発症したのは業務上の事由によるものであるとして、監督署長に対し、被災者が請求していた療養補償給付及び休業補償給付について、未支給の療養補償給付及び未支給の休業補償給付をそれぞれ請求したところ、監督署長は、被災者の肺がんは業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及ん

だものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発症した肺がんが業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、被災者の肺がんは、石綿にばく露したことにより発症したものであると主張しているので、以下検討する。

(2) 石綿肺の有無について

E医師は平成○年○月○日付け意見書、F医師は平成○年○月○日付け意見書及び平成○年○月○日付け意見書、G医師は同年○月○日付け意見書において、それぞれ石綿肺であるとの所見を述べている。これに対し、H医師は、同年○月○日付け意見書において、平成○年○月○日撮影の胸部CR上、じん肺による不整形陰影は、じん肺標準エックス線フィルムの石綿肺1型には至っていないと読影できることから、石綿肺所見は無いとの意見を述べており、独立行政法人労働者健康福祉機構石綿確定診断委員会（以下「石綿確定診断委員会」という。）も平成○年○月○日付け意見書において、要旨、平成○年○月○日の胸部単純写真で石綿肺（1型以上）の所見を認めず、同年○月○日のCTで石綿肺を示唆する所見を認めないことから、第1型以上の所見を認めないとの意見を述べている。

以上のとおり、医証上は意見が分かれているところ、当審査会としては、決定書理由第2の2の（2）に説示するとおり、医師の所見が異なる場合には確定診断を委ねることとされている5人の専門医により構成された石綿確定診断

委員会の検討結果を採用すべきと考えるところであり、同結果によると、被災者の肺は石綿肺（1型以上）とは認められないものと判断されている。

(3) 胸膜プラークの有無について

本件における医証をみると、F医師は、上記意見書において、「平成〇年〇月〇日にC病院で撮影された胸部CTにて左胸腔内に胸膜プラークの所見を認める。」と述べているのに対し、E医師、H医師、G医師及び石綿確定診断委員会は、上記各意見書において、胸膜プラークは認められない旨の所見を述べている。

(4) 以上のことから、当審査会としても、被災者に発症した肺がんが石綿肺及び胸膜プラークの所見を認めることはできないと判断することが相当であると思料し、よって、被災者の肺がんが、石綿にばく露したことにより発症したものと判断することはできない。

したがって、被災者の石綿ばく露作業従事期間を検討するまでもなく、被災者の死亡原因たる肺がんが業務との間に相当因果関係があるとは認められない。

(5) なお、請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するものは見いだすことはできなかった。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした未支給の療養補償給付及び未支給の休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。